

## 倉敷駅前連合町内会地域安全パトロール隊規約（例）

### （目的）

第1条 本隊は、倉敷市倉敷駅前地区の犯罪の未然防止及び防犯意識の向上等に自主的に取り組み地域の安全で安心なまちづくりを目指すことを目的とする。

### （名称）

第2条 本隊は、倉敷市倉敷駅前連合町内会地域安全パトロール隊と称する。

### （組織）

第3条 本隊は、その趣旨に賛同し、加入を認められた者をもって組織する。

### （活動）

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 自主防犯パトロール
- （2） あいさつ運動
- （3） 犯罪の抑止、青少年の健全育成のための声かけ活動
- （4） 事件、事故に遭遇した際の通報
- （5） 環境浄化活動
- （6） 安全マップづくり
- （7） 防犯意識の向上

### （事務局）

第5条 事務局は倉敷市倉敷駅前地区町内会館に置く。

### （参加）

第6条 参加を希望する者は、次の手続きを行うものとする。

- （1） 参加を希望する者は、申込用紙に所定の内容を記載し、事務局へ提出する。
- （2） 役員は、申込用紙に記載された内容を審査し、参加の適否を決定する。
- （3） 本隊は、団体としての加入を認めず、個人参加とする。

### （脱退）

第7条 脱退については、次による。

- （1） 脱退用紙に必要事項を記載して、事務局へ提出したとき。
- （2） 本隊に相応しくない言動をしたとき。

### （役員）

第8条 本隊に、隊長、副隊長、事務局長を置く。

(總會)

第9条 總會は毎年1回以上開催し、決算、予算、役員改選、規約改正を行う。

(その他)

第10条 規約に定めるもののほか、本隊の運営に関して必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。